

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について

鳥取県福祉保健部長寿社会課  
介護サービス事業・施設担当  
電話：0857-26-7175

本県の高齢者福祉の実施について、日頃、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、介護保険最新情報v o 1. 5 4 2 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について」が示され、介護職員処遇改善計画書（以下「処遇改善計画書」という。）等の様式が一部改正となりました。

改正後の処遇改善計画書様式等を長寿社会課ホームページに掲載しましたので、平成27年度の介護職員処遇改善実績報告書（以下、「実績報告書」という。）等は、新しい様式を長寿社会課ホームページからダウンロードし、ご利用ください。

【鳥取県長寿社会課ホームページ】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

また、この度の改正において、以下3点が通知及び様式に明記されました。

従来から、適正な運用をされていることと思いますが、加算要件及び改正後の通知等を再度ご確認いただき、今後も介護職員処遇改善加算の活用をお願いします。

【主な改正点】※改正の詳細は、介護保険最新情報v o 1. 5 4 2をご確認ください。

- ・「介護職員処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」とを比較し、必ず「賃金改善所要額」が上回っていること。
- ・介護職員処遇改善計画書等を用い職員に周知することとされているが、この周知に際しては、計画書等における賃金改善等を行う方法の記載が職員に対して明確に認知されるよう掲示するなど、適切な方法により実施すること。
- ・処遇改善計画書、実績報告書等において、虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

なお、平成27年度介護職員処遇改善加算実績報告書の提出期限は、平成28年7月29日（金）必着としていますので、各届出先に早めの提出をお願いします。